

# EVENT GUIDE

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
新春セミナー 合同祝賀会・ 賀詞交歓会	1/28(水) 14:30~15:50 (新春特別セミナー) 16:00~17:30 (合同祝賀会・ 賀詞交歓会)	ホテルグリーンパーク津(津市羽所町700) 新春特別セミナー テーマ:「2015年日本経済及び東海経済の 行方と中小企業経済について」 講師:中京大学経済研究所 研究員 内田 俊宏氏	三重県中小企業団体中央会 企画振興課 TEL059-228-5195
三重県中小企業団体 中央会 第60回通常総会	5/29(金) 13:30~	三重県勤労者福祉会館 6階 講堂 ※詳細につきましては、後日連絡いたします。	三重県中小企業団体中央会 総務調整課 TEL059-228-5195

## パートタイム労働法・次世代育成支援対策推進法が変わります!

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。

\* パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)の対象となるパートタイム労働者(短時間労働者)とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(正社員)の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

### パートタイム労働法改正のポイント

#### I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者

【現行】(1)職務の内容が正社員と同一(2)人材活用の仕組みが正社員と同一(3)無期労働契約を締結している  
【改正後】(1)(2)が同一であれば、正社員と差別的取扱いが禁止される

#### II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

#### III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

#### IV パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

- 以下の内容について、省令又は指針等により対応しています。
- 通勤手当を一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当でない旨を明らかにすること。
- 事業主は、パートタイム労働者が事業主に説明を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

次世代育成支援対策推進法に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し充実させることが必要であるため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

### 次世代育成支援対策推進法改正のポイント

#### I 法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長(平成26年4月23日施行)

#### II 新たな認定(特例認定)制度の創設(平成27年4月1日施行)

詳しくは、三重労働局雇用均等室(☎059-226-2318)へ

[ P10掲載 あなたも組合士の解答 ]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	×	×	○	×	○	×	×	○

## 中小企業組合の設立・運営のご相談は三重県中央会まで!

### 三重県中小企業団体中央会

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: [webmaster@chuokai-mie.or.jp](mailto:webmaster@chuokai-mie.or.jp)

<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

#### 【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

facebookも  
ご覧ください!! (^\_^)

●過去の「中小企業組合ほっと通信」の情報については●  
三重県中小企業団体中央会のホームページ(<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>)でご覧いただけます。